

議員提出議案第3号

湯河原町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年11月27日提出

湯河原町議会議長 室 伏 重 孝 様

提出者	湯河原町議会議員	山 本 俊 明
賛成者	同	土 屋 誠 一
	同	村 瀬 公 大
	同	善 本 真 人
	同	佐 藤 恵
	同	露 木 寿 雄
	同	室 伏 寿 美 夫

(提案理由)

行政の機構改革に伴い、常任委員会の所管事項を変更するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例

湯河原町議会委員会条例（昭和 33 年湯河原町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表総務文教・福祉常任委員会の項中「総務部、福祉部」を「地域政策課、財政課、庶務課、税務課、徴収対策課、介護課、住民課、保健センター、こども支援課、社会福祉課」に改め、同表環境・観光産業常任委員会の項中「まちづくり部、企業部」を「まちづくり課、土木課、公園課、観光課、農林水産課、環境課、水道課、温泉課、下水道課」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。